

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書（８）
【根拠条文】	法第27条の25第1項及び第2項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	祝田法律事務所 弁護士 川村一博
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階
【報告義務発生日】	2025年9月22日
【提出日】	2025年9月30日
【提出者及び共同保有者の総数 （名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上減少したこと、当該株券等に関する担保契約等重要な 契約の変更

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社デジタルガレージ
証券コード	4819
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	オアシス マネジメント カンパニー リミテッド (Oasis Management Company Ltd.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービシズ・リミテッド
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2011年6月16日
代表者氏名	フィリップ・メイヤー（Phillip, Meyer）
代表者役職	ジェネラル・カウンセル（General Counsel）
事業内容	顧客またはファンドの資産管理

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 祝田法律事務所 弁護士 川村一博
電話番号	03-5218-2084

（２）【保有目的】

ポートフォリオ投資

（３）【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			0
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 0
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		0
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年6月30日現在)	V 47,654,600
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	0
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	17.88

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
2025年9月 22日	株券	8,520,200	17.88	市場外	処分	株式会社りそ なホールディ ングス	5,972 円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、2025年7月31日付けで、株式会社りそなホールディングス(以下「りそなホールディングス」という。)との間で、提出者が運営するファンドが所有する発行者の普通株式8,520,200株をりそなホールディングスに売り渡すことを内容とする株式譲渡契約(以下「本契約」という。)を締結した。

本契約において、決済日は、全ての前提条件が充足又は放棄された日から15営業日後若しくは2025年9月30日のいずれか早い方、又は提出者及びりそなホールディングスが別途合意した日と合意されていたが、同月22日、決済が実行された。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地